

## 令和6年度 第1回嘉麻市総合教育会議 会議録

- 議会等の名称 令和6年度 第1回嘉麻市総合教育会議
- 開催日時 令和6年5月7日（火） 11時00分～
- 開催場所 嘉麻市役所 本庁舎5階 5A会議室
- 公開又は非公開の別 公開
- 出席者等
  - ・出席者 市長 赤間 幸弘 副市長 山田 卓嗣  
教育長 木本 寛昭 教育長職務代理者 佐竹 正利  
教育委員 松岡 瞳子 教育委員 辻田 喜美  
教育委員 犬丸 隆行
  - ・欠席者 なし
  - ・執行機関
    - 総合政策課 課長 大村 輝生 課長補佐 森 康弘  
係長 藤内 優
    - 教育委員会 教育総務課長 大野 明治 学校教育課長 田淵 敬三  
学校教育課参事 大淵 豊 学校施設課長 原岡 隆徳  
生涯学習課長 末永 康洋 スポーツ推進課長 長岡 和広  
教育委員会付参事 橋垣 康秀 教育総務課長補佐 藤田 賢一  
学校教育課長補佐 石坂 良子 生涯学習課長補佐 松浦 宇哲  
生涯学習課長補佐 大場 直樹 スポーツ推進課長補佐 伊藤 一洋
- 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） なし
- 議題及び審議の主な内容

### 1. 議 事

#### (1) 嘉麻市教育大綱の改正について

総合政策課から改正内容について説明

《主な説明内容》

- ・教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画を参考にし、地域の実状に応じて定めるものです。
- ・嘉麻市教育大綱については、策定当初から嘉麻市の教育振興計画（嘉麻市教育アクションプラン）を参考にし、連動して策定しているもので、第6次嘉麻市教育アクションプラン策定に合わせて、大綱についても新たに策定するものです。
- ・今回の資料につきましては、改正部分を赤字に変えています。

- ・改正部分は1ページ目の「始めに」の計画期間を嘉麻市教育アクションプランに合わせて、令和6年度から令和8年度までの3カ年に変更し、4ページ目以降の「施策の展開」については嘉麻市教育アクションプランの7つの主要施策を基にそれぞれの前回からの改正部分について、教育大綱も合わせるかたちで改正しています。
- ・令和6年度から令和8年度の本市の教育大綱として提案いたします。

#### 《主な質疑及び意見等》

##### 質問

施策の展開のところの送り仮名を打っている個所と打っていない個所がある。

- (1) ①取組の推進と文章の中の取り組みは分けた方がいいの、統一した方がいいのか。

##### 回答

名詞は一般的に送り仮名をいれない。動詞は送り仮名をいれる。この形になってますので、アクションプランもそれにさせていただいております。

※嘉麻市教育大綱の改正については全員承認

## 2. 報告

- (1) 嘉麻市立中学校におけるいじめ重大事態に関する再調査報告書における嘉麻市いじめ問題調査委員会からの提言（再発防止策）取組状況

学校教育課から取組状況について説明

#### 《主な説明内容》

- ・昨年度3月15日に本件に関し、本議会3月定例会において再調査報告が行われ、その後3月25日に臨時校長会議を開催し、再調査報告書を各校長宛に配布をしています。
- ・臨時校長会議では、本会議の資料と共に、防止対策推進法、いじめの未然防止早期発見・早期対応の手引を年度内に全職員に印刷して配布するよう指示を出し、さらに基本方針についても、本県、本市、各学校にそれぞれ基本方針があるため、4月以降には、それぞれを配布し、研修会にて取り扱うよう指示を出しています。
- ・各学校の校長については、文科省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインについても、熟読するよう指示を出すとともに、本会議の資料のとおり、21の提言の取組状況について、どこが、いつ、どのように行うかについて整理するチェック表を提示しています。
- ・提言の①から④につきましては、いじめの疑いに対してどのように対応するのかといったところです。これについては、4月の定例校長会において、いじめの疑いから認知までの部分を説明し、毎月月例で、県の方へ報告しているものを、その詳細の様式も合わせて提出するような形で指示を出しています。
- ・⑤の第三者組織に報告できる仕組みにつきましては、児童生徒1人1台端末を持って

- るため、その端末に、福岡県の主な相談窓口一欄をアップロードしています。
- ・⑥いじめ不登校問題対策委員会にスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーを1人必ず入れるようにするにつきましては、各学校の教育活動の計画をまとめた教育指導計画書に明記しているかどうかの確認を行います。
  - ・⑦の喧嘩両成敗的な指導をしないという校内いじめ防止基本方針における明記につきましても、教育指導計画書に明記しているかどうかの確認を行います。
  - ・⑧随時言葉を使うような際に、各校長に、適切に用いるよう指示を出しています。
  - ・⑨入学式と始業式の校長の講話で被害者を守り抜くというメッセージにつきましては、3月25日の臨時校長会にて、指示を出しています。
  - ・⑩きちんといじめ不登校問題対策委員会として独立につきましては、事案発生時に、各学校でいじめ不登校問題に特化した委員会を立ち上げるよう指示を出しています。
  - ・⑪、⑫いじめの対応マニュアル的なものにつきましては、教育指導計画書の中で確認を行います。
  - ・⑬につきましては、すでに録音機において録音すべきことと書いてあり、全学校、1台ずつボイスレコーダーを購入する方向で考えており、5月中旬までには配布予定です。
  - ・⑭口頭試問につきましては、人事評価時の校長面談の折に行おうと考えています。
  - ・⑮につきましては、現在まだ協議中の段階ですが、各学校において1学期中に法令及び方針等の研修を行うよう指示を出しています。今後、内容については協議を重ねながら進めていこうと考えています。
  - ・⑯につきましては、いじめ被害者の支援といったところですが、学校から市教委へ報告するような手続きを定例校長会で出していますので、総合教育会議においても、今後、資料等を報告できる場合については、提出していきたいと考えております。
  - ・⑰につきましては、電話そのものに録音機能がついている学校もございますし、電話をボイスレコーダーにて、録音することもできます。メモにつきましては書き換えが行われないようPDFにしてデータ化するよう指示を出しています。
  - ・⑱事案発生時、校長が教職員に代わって謝罪するにつきましては、指示を出しています。
  - ・⑲につきましては市長部局の点検等事案でございますので、市長部局での検討事項と考えております。
  - ・⑳本再調査報告書を活用した研修につきましても、内容につきましては今後内容を検討しながら進めていきたいと考えております。
  - ・㉑提言に対する履行状況については本資料にてチェックし、ご意見等踏まえて取り組み、進めなければいけない部分については、必ず報告していきたいと考えています。

#### 《主な質疑及び意見等》

特になし

#### (2) その他

特になし